

令和6年度主任介護支援専門員更新研修の受講要件と提出書類

共通要件

主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する主任介護支援専門員

個別要件

提出書類

※①～⑥のいずれか1つの要件を満たすことが必要です。

①介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者

- ・1回以上の経験があれば該当となります。
- ・対象となる研修は、法定研修（=介護支援専門員実務研修・更新研修・再研修・主任研修・主任更新研修）及び地域包括支援センター等が主催する研修で、主任更新の申込締切日から過去5年間に開催されたものとしします。

講師等実績証明書 →様式1

- ・介護支援専門員証の有効期間内の実績に限ります。
- ・法定研修については、県主催であるため、講師実績証明書は不要です。この場合、担当した年度と研修名を申込時にシステム上で入力してください。

②地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者

- ・法定外研修は、主任更新研修を受講する前年度4月1日～申込締切日までに受講修了したものとします。
 - ・4回以上の参加が必要です。（下記注参照）
 - ・オンライン受講した研修も算定可能です。（複数日にわたる研修については、受講日数を回数として数えることも可とします。）
 - ・該当する法定外の研修は、下記の機関が主催（実施）するものに限ります。
- ※ただし、パソコン教室や英会話教室など、主任介護支援専門員としての業務と関連が薄いものは除きます。
※認定調査員研修は除きます。

【主催機関】

- 地域包括支援センター（石川県地域包括・在宅介護支援センター協議会を含む）
- 職能団体（介護支援専門員協会及び介護支援専門員実務研修受講試験における受験資格となる国家資格の団体）
- 市町（介護保険、高齢者福祉担当課等）
- 県（県健康福祉部、県リハビリテーションセンター、県保健福祉センター等）

（注）例年、研修等を「4回以上で合計20時間以上」としていましたが、能登半島地震の影響を考慮し、要件を緩和します。4回未満の場合は、課題レポートの提出で受講可否を判断しますので、事前にご相談ください。

修了証（研修受講証明書）→様式2

- ・1回の研修ごとに作成が必要です。
- ・発行された修了証は、主任更新研修の申込まで大切に保管してください。
- ・県健康福祉部主催の研修は、修了証がなくても結構です。その場合は、受講した研修名・年月日を研修申込時にシステム上で入力するか、次第等の研修概要のわかるものを提出してください。

③日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者

- ・1回以上の経験があれば該当となります。
- ・主任更新研修の申込締切日から過去5年間の実績が対象です。

- 学会・研修大会カリキュラム
- 発表内容等の抄録等 の写し

④日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー

認定ケアマネジャー証明書の写し（有効期間内のもの）

⑤実務研修の実習等において受入・指導をした経験がある者

- ・1回以上の経験があれば該当となります。
- ・主任更新研修の申込締切日から過去5年間の実績が対象です。
- ・R2年度/R3年度/R5年度石川県介護支援専門員実務研修の修了者が介護支援専門員として業務を開始する際のOJTを担当した方も、この要件の対象とします。

石川県介護支援専門員実務研修報告書兼評価書（第6号または第7号様式。年によって異なります）の写し
または
OJT実施報告書 →様式3

⑥上記以外で、主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、県が適当と認める者

（特別な事情がある場合のみ、個別に対応しますので、県長寿社会課へご連絡ください。）